

社会福祉法人 奈良県共同募金会  
共同募金助成要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人奈良県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に基づく助成に関し、法令等に定めるもののほかはこの要綱の定めるところにより助成する。なお、この要綱では「配分」を「助成」という。

(助成対象)

第2条 助成は、本県内において地域福祉推進のための事業と更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業（国及び地方公共団体が設置し、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。）を営む次の各号に掲げるもので、助成を受けることを希望し、かつ助成を受けるにふさわしいものを対象とする。

- (1) 法人格の有無を問わず、団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えており、活動の実績、内容及び財務の状況を公開しているもの
- (2) 1年以上活動実績があるもの。ただし、活動準備行為等を助成対象とする場合はこの限りではない。
- (3) 共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの

2 助成対象事業は、前項に規定する者が行うもので、地域福祉、更生保護及びその他の社会福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられるものとする。

3 助成対象経費は、活動に必要な経費を対象とし、団体の維持・運営のための経費及び飲食にかかる経費は原則として対象としない。

(助成対象事業の欠格要件)

第3条 次の各号の一に該当する事業は助成対象としない。

- (1) 当該事業が、営利活動や政治、宗教等の手段とみなされる事業
- (2) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業
- (3) 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- (4) 社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業
- (5) 借入金の返済・負債整理の事業
- (6) 土地の購入又は造成事業
- (7) 助成決定前に購入又は着工した事業
- (8) 法令上必要な許認可を受けていないもの

(助成年度)

第4条 助成金は、原則として募金年度の翌年度に実施する事業に対して助成する。ただし、歳末たすけあい募金にかかる歳末時期の福祉活動や見舞金等贈呈事業への助成金はこの限りでない。

(助成計画等の策定)

第5条 本会は、県内の地域福祉推進のために必要な事業等及び資金の必要額を適切に見積もり、助成計画及び募金目標額を策定し公告する。

2 本会は、助成計画を策定するにあたって、年度ごとに福祉の今日的課題を捉え、共同募金助成で解決すべき事項等を明記した助成方針を定める。

3 本会は、助成の具体的内容及び助成方法等について、別途助成要領等を定めて、それに基づく助成事業の募集を行う。

(奈良県社会福祉協議会の意見)

第6条 本会は、助成計画に関して社会福祉法第119条の規定により、あらかじめ奈良県社会福祉協議会の意見を文書により求めるものとする。

(助成業務の分担)

第7条 本会は、助成業務を行うにあたり、その一部の業務を市町村共同募金委員会（以下「市町村共募」という。）と分担し、より地域住民に身近な助成を行えるよう努める。

2 前項を実施するにあたり、本会及び市町村共募相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両方で協議して解決するものとする。

3 市町村共募は、当該区域内の地域福祉推進に必要な事業等及び資金の必要額を適切に見積もり、募金計画及び助成計画等を本会に報告する。

(助成の種別)

第8条 助成の種別は、次のとおりとする。

- (1) 広域助成
- (2) 地域助成
- (3) 歳末たすけあいによる助成
- (4) 準備金による助成

2 助成の種別ごとの要件は、別途助成要領において定める。

(助成の決定)

第9条 共同募金は、寄付者の意見を尊重して正しく助成されなければならない。

2 助成は、配分委員会が別に定める審査基準により申請事業の審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。ただし、同委員会が助成事業支援のために実行委員会等を設置した場合は、当該実行委員会等に審査させるものとする。

3 本会は、募金実績額を勘案して助成先及び助成額を決定し、その内容を公告する。

4 市町村共募は、第7条第3項の計画をもとに、本会が示す金額等の範囲内で助成先及び助成金額を決定し、本会に報告する。

(流用の禁止)

第10条 助成を受ける団体は、助成金を指定された用途以外の用途に使用してはならない。

(使途明示及び広報)

第11条 助成を受ける団体は、助成事業の実施にあたって、共同募金の助成を受けた事業であることを別に定める表示規格に従い標識、表示、印刷物等によって使途明示するほか、広報誌等による広報を行わなければならない。

(募金運動への協力)

第12条 助成を受ける団体は、その事業が共同募金の助成を受けて実施されていることを地域住民に対して周知するとともに、自ら積極的に募金運動への協力を行うものとする。

(助成金の精算)

第13条 助成を受ける団体は、交付済みの助成額に余剰が生じる場合は、その額を本会又は市町村共募に返還し精算するものとする。

(事業執行状況の整備)

第14条 助成を受ける団体は、助成事業に関し、経理規程等に従い会計帳簿等及び証憑書類により適正に経理を行い、事業執行状況を明確に管理しなければならない。

(助成を受ける団体の寄付金募集の禁止)

第15条 社会福祉法第122条の規定により、助成を受ける団体は助成を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るための寄付金を募集してはならない。

(助成の取消及び助成金の返還)

第16条 本会及び市町村共募は、助成を決定した団体及び助成金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当した場合は、助成金の全部又は一部の決定を取消又は返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって助成の決定又は助成金を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合及び事業を遂行する見込がなくなると認められる場合
- (3) 助成金を指定された使途以外に使用した場合
- (4) 助成事業に関する本会の監査を拒み、又は監査に基づく指示に従わない場合
- (5) 助成により取得した物件を管理期間内に本会の承認を受けることなく処分した場合
- (6) その他法令等に抵触するなど、助成を受ける団体の適格性を著しく欠く場合

(助成物件の管理期間及び処分の範囲)

第17条 助成金による事業の管理期間は、助成事業完了後の翌年度の期首から起算する5年間とする。ただし、やむを得ない事由により処分する必要が生じた場合は、管理期間の繰り上げを本会及び市町村共募と協議し、承認を得なければならない。

- 2 管理期間終了後、助成金により取得した物件を処分した場合は、処分後速やかに本会又は市町村共募に報告する。

(監査)

第18条 本会及び市町村共募は、前条に規定する管理期間内において必要があると認めるときは、助成事業の実施状況及びその成果に関して監査するものとする。

附則 この要綱は、令和元年7月23日から施行する。  
平成24年4月1日施行の奈良県共同募金助成要綱は廃止する。